平成２８年（フ）第４４３号
名古屋市名東区極楽４丁目319番地　プレアデス４Ｅ号
債務者　雄山久美子
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７９０号
名古屋市緑区鳴海町字山ノ神95番地の40
債務者　神山　琢光
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２５７号
熊本市東区長嶺南１丁目２番50―５号　長嶺第２ありえす５号、前住所熊本市東区長嶺南８丁目１番45―１号　長嶺第３ありえすＢ
債務者　松永由布子
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第７０号
山口市朝田1412―２―107、住民票上の住所福岡県太宰府市通古賀５丁目15番８―303号
債務者　菅野　里奈
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２６８号
熊本市東区桜木５丁目７番24号
債務者　倉元富美代
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止

平成２８年（フ）第２２号
長崎県佐世保市広田３丁目30番29号
破産者　有限会社明時商会
1　決定年月日　平成28年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第９１号
大阪府大阪市北区豊崎１丁目７番21号
破産者　株式会社モンドシステム
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２８年（フ）第１８３号
さいたま市西区宮前町2115番地１
破産者　被相続人亡古内眞也相続財産
1　決定年月日　平成28年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２３９号
埼玉県比企郡小川町大字小川719番地13
破産者　有限会社清水
1　決定年月日　平成28年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第３８１号
長崎県佐世保市若葉町３番９号
破産者　有限会社花ふじ生花
1　決定年月日　平成28年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５３号
群馬県高崎市上小塙町1010番地
破産者　有限会社ＢＢフードマーケット
1　決定年月日　平成28年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第６２５９号
東京都大田区大森北１丁目18番１号
破産者　ユー・ディ・テック株式会社
1　決定年月日　平成28年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２８９号
東京都八王子市石川町913番地１
破産者　株式会社サンエス
1　決定年月日　平成28年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２９０号
東京都八王子市石川町919番地
破産者　フレックス株式会社
1　決定年月日　平成28年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２９１号
東京都八王子市子安町２丁目９番２号サンコーポハシモト102号
破産者　清水　文夫
1　決定年月日　平成28年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第９５号
神奈川県秦野市曽屋6013番地の８
破産者　有限会社うまい家
1　決定年月日　平成28年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１２５７号
名古屋市中区栄３丁目27番33号　ロータリーマンション栄806号
破産者　毛利　友亮
1　決定年月日　平成28年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１８５８号
名古屋市千種区山門町１丁目11番地　覚王山コーポレーション40号、商業登記簿上の本店所在地名古屋市千種区日進通１丁目27番地１
破産者　まちづくり株式会社
1　決定年月日　平成28年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４１２号
愛知県春日井市如意申町８丁目８番地の４
破産者　有限会社ベストフーズコーポレーション
1　決定年月日　平成28年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１号
島根県浜田市下府町327番地33
破産者　佐々木孝宏
1　決定年月日　平成28年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部